

CFP[®] 受験対策

FPKオリジナル

精選過去問題集

制度改定版／



相続・事業承継設計



NPO法人日本FP協会認定教育機関／FP専門校

FPK研修センター株式会社

【CFP® 受験対策精選過去問題集の使い方】

・ CFP 受験対策精選過去問題集の特徴を活用して、効率よく学習をおすすめください。

◆時間的に余裕のある場合は、まず一通りチャレンジしましょう。

- 得意分野からチャレンジ
- 基本レベルからチャレンジ
- スムーズに解けなかった問題はチェックしてくり返しチャレンジ。

問題の出題内容を表示
得意分野の問題から解くもよし!

問題編

◆時間的に余裕のない場合は、問題をチョイスしてチャレンジしましょう。

- 出題頻度の多いものにチャレンジ
- 「Let's try」にチャレンジ

問題の難易度を表示。
難易度をチョイスして学習可能。

問題の出題年度を表示。

設問問題の出題頻度を表示。
☆の数の多い問題は是非解けるように。

CFP 精選過去問題 タクソプランニング

【問11】 H28-1 不動産所得
不動産所得に関する以下の設問について、それぞれの答えを1~4の中から1つ選んでください。

(問題21) 設問A ☆☆☆
ビルの賃貸業を営む甲さんの平成23年の損益は、下記のとおりと予想される。甲さんの不動産所得について、平成23年中の税引後（所得税および住民税を差し引いた後）のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。

<平成26年分の不動産賃貸業の予想>

項目	金額	備考
賃貸料収入	2,100万円	すべて現金による収入である。
租税公課	300万円	固定資産税、事業税。すべて現金による支出である。
減価償却費	550万円	平成23年中にビルに看板を新たに設置し、その構築物の購入代金50万円を現金で支出している。
支払利息	400万円	借入金の元金の返済金額は、700万円である。
管理費ほか	150万円	すべて現金による支出である。
合計	1,400万円	
青色申告特別控除額	65万円	

※平成23年分の所得税および住民税は、100万円である。

- 335万円
- 400万円
- 450万円
- 500万円

解答・解説編

◆理解を早めるための一工夫。

スムーズに解けない問題は、迷わず解説を読んで理解しましょう。

解答解説でも難易度・出題年度を表示。
試験における重要度がわかる!

☆の数の多い問題の
解答方法はおぼえる!

問題解答に必要な知識も詳しく記載。
別の角度からの出題も“取りこぼし無し”

限られた学習時間に合わせて☆☆☆や「Let's try」のみなどの重点学習も可能。

CFP 精選過去問題 解答と解説 タクソプランニング

【問32】 H28-2 リタイアメント

<正解>

設問A	設問B	設問C
3	2	1

会社と個人事業をリタイアした後にも所得税・住民税はさまざまなケースにおいて課せられるため、その知識を退職金および年金支給に関する問う。

(問題98) 設問A-3 退職金の手取り額の計算方法 ☆☆☆

退職金からは、退職所得に対する所得税が源泉徴収され、住民税が特別徴収されるため、手取り額は非常に実務的な問題である。「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合には、退職金支給時に所得税が源泉徴収され、課税関係が終了する。また、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合には、収入金額の20%が源泉徴収され、発給者は、確定申告により精算することになる。

- 収入金額 1,900万円
- 勤続年数 33年（平成22年は昭和換算では昭和85年）
勤続年数は、就職した日から退職した日まで、会社に実際に勤務していた期間による。1年未満の端数は1年とし、長期欠勤・休職期間も勤続年数に含まれる。
勤続年数32年2ヶ月（昭和63年8月1日～昭和85年9月30日）→33年
- 退職所得控除額 800万円+70万円×（33年-20年）=1,710万円
（障害者になったことに直接起因して退職した場合は100万円加算）
- 退職所得の金額 (1,900万円-1,710万円)×1.2=295万円
- 所得税 95万円×5%（所得税の速算表から）=47,500円
- 住民税 95万円×10%×（1+1/10）=85,500円
- 手取り額 19,000,000円-(47,500円+85,500円)=18,867,000円

(問題99) 設問B-2 2つ以上の退職金を受給した場合の退職所得の計算方法 ☆☆☆

中小企業基盤整備機構から支給される退職一時金も、受給者の退職所得に該当する。会社から受け取った退職金との合計金額から退職所得控除額を差し引く。

(参考) 2つ以上の退職金の支払いを受けた場合の勤続年数。
その年に2つ以上の退職手当を受給した場合は、各退職手当ごとに勤続期間を計算し、そのうちの最も長い期間によって勤続年数を計算し、退職所得控除額を算出する（所得税法施行令69①-3）。

- 収入金額 1,200万円+900万円=2,100万円
- 勤続年数 勤続年数25年11ヶ月→26年
26年と15年のうち、最も長い期間→26年

詳しい解答解説が精選過去問題集の特徴！
内容の理解で問題が解ける。

CFP 精選過去問題 解答と解説 タクソプランニング

<小規模企業共済の税法上の取扱い>

支払事由	所得の区分	確定申告・源泉徴収
共済金	死亡以外の一括受取（原業等）	退職所得 源泉徴収（退職所得の受給に関する申告書の提出/加入期間に応じた控除額）
	死亡以外の方割受取 死亡	雑所得 雑所得 源泉徴収有り、公的年金等の雑所得扱い みなし相続財産として相続税申告
準共済金	個人事業の組織変更 親族等への事業譲渡	退職所得 源泉徴収（退職所得の受給に関する申告書の提出/加入期間に応じた控除額）
	解約手当金	65歳以上任意解約
65歳未満任意解約		一時所得

<小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について>

小規模企業共済制度では、個人事業は個人事業主とともに配偶者や後継者等の家族が一体として事業が行われているにもかかわらず、個人事業主のみを加入対象といたしたため、「小規模企業共済法の一部を改正する法律案」では、個人事業主の「共同経営者」を加入対象者として拡大することとされている。

【改正概要】

小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について、所要の法律改正を前掲の次の措置に講じられる。適用は所要の法改正後となる。

- 共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除の対象とする。
- 共同経営者が支給を受ける分割（年金）払いの共済金等については、公的年金等を適用し、一括払いの共済金等については退職手当とみなされる。

- ・小規模企業共済制度とは…
小規模企業の個人事業主や会社等の役員が事業をやめた場合の、生活の安定や事業再建のための共済制度（経営者の退職金制度）。
- ・この制度に加入できる者は…
常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）等の個人事業主及び会社役員等（でした）。
- ・税制上のメリット…掛金は全額所得控除
共済金は退職所得扱い（一括受取）又は公的年金等の雑所得扱い（分割受取）

<中小企業退職金制度の加入対象者に追加される同居親族について>

個人事業主の配偶者は、事業主と利益が1つであるというところから、従業員とみなされておらず加入対象外とされ、配偶者以外の同居親族は他の従業員と同じ就業規則や賃金規定、労働条件である場合限り加入できた（家族従業員のみ場合は加入できなかった）。しかし、個人事業主とともにその配偶者や後継者等の家族が一体として事業が行われている実態を考慮して見直し

さらに改正概要なども解説！
幅広い知識をフォロー。

No.	項目名	出題内容	H23 -2	H24 -1	H24 -2	H25 -1	H25 -2	H26 -1	H26 -2	H27 -1	H27 -2	H28 -1	頻度		
1	相続の基礎・ 法務知識	相続の概要	相続の開始・手続きの期限（諸届出を含む）、失踪宣告 他					○	○	○	○		5		
2			相続人と相続分	民法上の相続人の判定と相続分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
3				相続税の計算上の法定相続人と法定相続分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
4				養子・特別養子の取扱い		○	○	○	○	○		○			6
5				特別受益者と寄与分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
6			欠格及び廃除	相続欠格及び廃除		○	○	○		○	○	○	○	8	
7		承認と放棄	相続の承認と放棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10		
8		遺贈	遺贈（包括遺贈ほか）	○	○	○		○	○	○	○	○	9		
9		遺産分割協議	遺産分割	遺産分割協議の方法・遺産分割協議書	○		○	○	○	○		○	○	8	
10				遺留分権者と遺留分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
11				遺留分の放棄（民法円滑化法）	○			○	○	○		○		6	
12				代償分割		○								○	2
13		遺言	遺言	遺言全般（開封・検認を含む）			○		○	○		○	○	6	
14				3種類の遺言の特徴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
15		成年後見制度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	10		
16	相続税・ 贈与税	相続税	相続時精算課税制度		○	○	○	○	○	○	○	○	10		
17			贈与と贈与税	贈与税等（暦年課税贈与）	○	○	○	○	○	○	○	○	10		
18			贈与税の仕組みと計算	みなし贈与財産				○	○		○		○	5	
19			贈与税の特例	贈与税の配偶者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
20				教育資金の一括贈与の特例					○	○	○	○	○	6	
21				結婚・子育て資金の一括贈与の特例									○		1
22				住宅取得資金贈与の特例（相続時精算課税の特例含む）		○	○	○	○	○	○	○	○	9	
23			相続税	相続税の仕組みと計算	相続税の課税財産、非課税財産	○			○					○	3
24					相続税の基礎控除		○	○	○	○		○	○	○	8
25					課税価格合計額の計算					○	○				
26	生命保険金の非課税金額	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
27	退職手当金等の非課税と弔慰金の取扱い	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
28	債務および葬式費用の控除額	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
29	障害者控除								○	○	○		○	5	
30	未成年控除				○	○			○	○		○		5	
31	相次相続控除							○	○	○		○		4	
32	生前贈与加算、贈与税額控除	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
33	相続税の総額の計算	○			○		○	○	○	○	○	○	○	9	
34	配偶者の税額軽減				○	○	○		○	○	○		○	7	
35	相続税額の2割加算	○			○	○		○	○	○		○		7	
36	未分割他									○				1	

問題編 目次

問題 番号 ▼	難易度 ▼	出題 年度 ▼		P ▼
【問1】	基	H27-1	<相続の概要> -----	1
【問2】	基～中	H26-2	<相続の概要> -----	5
【問3】	基～中	H26-1	<相続の概要> -----	10
【問4】	基	H25-2	<相続の概要> -----	14
【問5】	基～中	H25-1	<相続の概要> -----	18
【問6】	基～中	H27-1	<遺言および成年後見制度等> -----	22
【問7】	基～中	H26-2	<遺言および成年後見制度等> -----	24
【問8】	基～中	H26-1	<遺言および成年後見制度等> -----	26
【問9】	基～中	H25-2	<遺言および成年後見制度等> -----	28
【問10】	中～上	H25-1	<遺言および成年後見制度等> -----	30
【問11】	基～中	H27-1	<相続税の仕組みと課税財産> -----	33
【問12】	上	H27-2	<相続税の課税価格等> -----	36
【問13】	基～中	H26-2、H27-2	<相続税の課税価格等> -----	38
【問14】	基～中	H26-1	<相続税の課税価格等> -----	42
【問15】	基	H25-2	<相続税の課税価格等> -----	45
【問16】	基	H25-1	<相続税の課税価格等> -----	48
【問17】	基～中	H27-1	<相続税の総額> -----	51
【問18】	基	H26-2	<相続税の総額等> -----	53
【問19】	基～中	H26-1	<相続税の総額等> -----	55
【問20】	基～中	H25-1	<相続税の総額等> -----	57
【問21】	基	H25-2	<相続税の総額等> -----	60
【問22】	中	H27-1	<相続税額の計算> -----	62
【問23】	基	H26-2	<相続税額の計算> -----	64
【問24】	基～中	H26-1	<相続税額の計算> -----	66
【問25】	基～中	H25-2	<相続税額の計算> -----	68
【問26】	中	H25-2	<相続税額の計算> -----	70
【問27】	中	H27-1	<相続税の申告および納付等> -----	72
【問28】	基	H26-2	<相続税の申告および納付等> -----	73
【問29】	基	H26-1	<相続税の申告および納付等> -----	74
【問30】	基	H25-2	<相続税の申告および納付等> -----	76
【問31】	基～中	H25-1	<相続税の申告および納付等> -----	78
【問32】	基～中	H27-1	<贈与税および相続時精算課税制度> -----	80
【問33】	基	H26-2、H27-2	<贈与税および相続時精算課税制度> -----	84

※ 難易度のマークはFPK研修センターが独自に振り分けたもので、次の通りです。

基 = 基本レベル 中 = 中級レベル 上 = 上級レベル 特 = 特異問題

★＝出題頻度（1つ：1～2回・2つ：3～4回・3つ：5回～）◎＝Let's try（必ずやっておこう）

【問 1】相続の概要	【問 5】相続の概要	【問 1 1】相続税の仕組みと課税財産
◎（問題 1）設問 A ★★★-----1	（問題39）設問 A ★★★-----18	◎（問題 72）設問 A ★★★----33
◎（問題 2）設問 B ★★★-----2	（問題40）設問 B ★★★-----19	◎（問題 73）設問 B ★★★----34
◎（問題 3）設問 C ★★★-----2	（問題41）設問 C ★★★-----19	◎（問題 74）設問 C ★★★----34
◎（問題 4）設問 D ★★★-----2	（問題42）設問 D ★★★-----19	◎（問題 75）設問 D ★★★----35
◎（問題 5）設問 E ★★★-----3	（問題43）設問 E ★★★-----20	◎（問題 76）設問 E ★★★----35
◎（問題 6）設問 F ★★★-----3	（問題44）設問 F ★★★-----20	【問 1 2】相続税の課税価格等
◎（問題 7）設問 G ★★★-----4	（問題45）設問 G ★★★-----21	（問題 77）設問 A ★-----37
◎（問題 8）設問 H ★★★-----4	◎（問題46）設問 H ★-----21	（問題 78）設問 B ★-----37
◎（問題 9）設問 I ★★★-----4	【問 6】遺言および成年後見制度等	【問 1 3】相続税の課税価格等
【問 2】相続の概要	◎（問題47）設問 A ★★★-----22	◎（問題 79）設問 A ★★★----38
◎（問題10）設問 A ★★★-----5	◎（問題48）設問 B ★★★-----22	◎（問題 80）設問 B ★★★----39
◎（問題11）設問 B ★★★-----5	◎（問題49）設問 C ★★★-----23	◎（問題 81）設問 C ★★★----39
◎（問題12）設問 C ★★★-----6	◎（問題50）設問 D ★★★-----23	◎（問題 82）設問 D ★★★----40
◎（問題13）設問 D ★★★-----6	【問 7】遺言および成年後見制度等	◎（問題 83）設問 E ★★★----40
◎（問題14）設問 E ★★★-----7	◎（問題51）設問 A ★★★-----24	◎（問題 84）設問 F ★★★----41
◎（問題15）設問 F ★★★-----7	◎（問題52）設問 B ★★★-----24	【問 1 4】相続税の課税価格等
◎（問題16）設問 G ★★★-----8	◎（問題53）設問 C ★-----24	（問題 85）設問 A ★★★----42
◎（問題17）設問 H ★★★-----8	◎（問題54）設問 D ★★★-----25	（問題 86）設問 B ★★★----43
◎（問題18）設問 I ★-----9	◎（問題55）設問 E ★★★-----25	（問題 87）設問 C ★★★----43
◎（問題19）設問 J ★★★-----9	【問 8】遺言および成年後見制度等	（問題 88）設問 D ★★★----44
【問 3】相続の概要	（問題56）設問 A ★-----26	（問題 89）設問 E ★★★----44
（問題20）設問 A ★★★-----10	（問題57）設問 B ★-----26	【問 1 5】相続税の課税価格等
（問題21）設問 B ★★★-----10	（問題58）設問 C ★★★-----26	（問題 90）設問 A ★★★----45
（問題22）設問 C ★★★-----11	（問題59）設問 D ★★★-----27	（問題 91）設問 B ★★★----46
（問題23）設問 D ★★★-----11	（問題60）設問 E ★★★-----27	（問題 92）設問 C ★★★----46
（問題24）設問 E ★★★-----11	【問 9】遺言および成年後見制度等	（問題 93）設問 D ★★★----47
（問題25）設問 F ★★★-----12	（問題61）設問 A ★★★-----28	（問題 94）設問 E ★★★----47
（問題26）設問 G ★★★-----12	（問題62）設問 B ★★★-----28	【問 1 6】相続税の課税価格等
（問題27）設問 H ★★★-----12	（問題63）設問 C ★★★-----29	（問題 95）設問 A ★★★----48
（問題28）設問 I ★-----13	（問題64）設問 D ★★★-----29	（問題 96）設問 B ★★★----49
（問題29）設問 J ★-----13	（問題65）設問 E ★★★-----29	（問題 97）設問 C ★★★----49
【問 4】相続の概要	【問 1 0】遺言および成年後見制度等	（問題 98）設問 D ★★★----50
（問題30）設問 A ★★★-----14	（問題66）設問 A ★★★-----30	（問題 99）設問 E ★★★----50
（問題31）設問 B ★★★-----14	（問題67）設問 B ★★★-----30	【問 1 7】相続税の総額
（問題32）設問 C ★★★-----15	（問題68）設問 C ★★★-----31	◎（問題100）設問 A ★★★----51
（問題33）設問 D ★★★-----15	（問題69）設問 D ★★★-----31	◎（問題101）設問 B ★★★----52
（問題34）設問 E ★★★-----16	（問題70）設問 E ★★★-----32	◎（問題102）設問 C ★★★----52
（問題35）設問 F ★★★-----16	◎（問題71）設問 F ★-----32	◎（問題103）設問 D ★★★----52
（問題36）設問 G ★★★-----17		【問 1 8】相続税の総額等
（問題37）設問 H ★★★-----17		◎（問題104）設問 A ★★★----53
（問題38）設問 I ★★★-----17		◎（問題105）設問 B ★★★----54
		◎（問題106）設問 C ★★★----54
		◎（問題107）設問 D ★-----54

【問 6】基～中 H27-1 遺言および成年後見制度等

遺言および成年後見制度等に関する以下の設問について、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題47) 設問A ☆☆☆

Let's try

自筆証書遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が遺言の全文・日付・氏名を自書したうえで、これに実印により押印しなければならない。
2. 自筆証書遺言書の氏名については、著名な芸能人であっても芸名による記載は認められず、戸籍上の氏名を記載しなければならない。
3. 自筆証書遺言書の加除その他の変更については、その方法が定められており、その方法に従わない加除その他の変更は効力を生じない。
4. 自筆証書遺言書の保管者または自筆証書遺言書を発見した相続人が、相続の開始があったことを知った後、その遺言書について家庭裁判所の検認を受けなかった場合、その遺言書は無効となる。

(問題48) 設問B ☆☆☆

Let's try

公正証書遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 公正証書遺言は、遺言者の住所を管轄する公証役場で作成しなければならない。
2. 公正証書遺言書に遺言者本人が署名できない場合には、公証人の承諾のもと、証人のうちのいずれかの者が遺言者に代わって署名をすることができる。
3. 公正証書遺言を撤回するための新たな遺言は、公正証書遺言でなければならない。
4. 公正証書遺言書を作成すると、原本は公証役場において保管され、遺言者に正本が交付される。

【問 6】基～中 H27-1 遺言および成年後見制度等

<正解>

設問A	設問B	設問C	設問D
3	4	4	2

成年後見制度については、繰り返し出題される項目のみ覚え、その他は理解するようにしたい。これらの知識は広範囲に及ぶため、網羅しようとするとう率が悪い。

(問題46) 設問A-3 自筆証書遺言 ☆☆☆

1. 不適切。自筆証書遺言書には押印が必要であるが、その押印は必ずしも実印である必要はなく認印はもちろん、判例では、拇印ないし指印でもよいとされている（最高裁判所平成元年2月16日判決）。なお、花押は押印として認められないとされた（最高裁平成28年6月3日）。花押とは本人の書状であることを示すために使われているサインの一種であり、戦国武将のサインとして知られる。
2. 不適切。自筆証書遺言書の氏名は、無用なトラブルを避けるため、戸籍上の氏名を記載することが望ましいが、通称・雅号・ペンネーム・芸名でも、遺言者が特定できればよいとされている（大審院大正4年7月3日判決）。
3. 適切。自筆証書遺言書の加除やその他の変更については、遺言者が変更場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、その変更の場所に押印しなければ、変更の効力を生じない（民法第968条第2項）。訂正が民法の規定どおりでない場合、訂正前の文言が判読できる場合は、訂正前の遺言が有効となる。
4. 不適切。自筆証書遺言書の保管者は、相続の開始があったことを知った後、遅滞なくこれを家庭裁判所に提出して検認を受けなければならない（同法第1004条第1項）。遺言書の提出を怠り、この検認を経ないで遺言を執行し、または家庭裁判所以外の場所での開封をした場合は、遺言そのものは無効とはならないが、その者は5万円以下の過料に処せられる（同法第1005条）。なお、公正証書遺言書は検認が不要とされている。

(問題47) 設問B-4 公正証書遺言 ☆☆☆

1. 不適切。遺言者が公証役場に出向いて作成する場合、全国どこの公証役場でも作成することができる。一方、公証人は公証役場で執務することが原則である。例外として、遺言者が入院中である場合等には、公証人が入院先等に出向いて作成することも可能である（この場合は、割り増しの手数料と公証人の日当、交通費が必要となる）。その場合における公証人の職務執行の区域は、その所属する法務局の管轄区域である。
2. 不適切。公正証書遺言書を作成する場合には、遺言者および証人は、筆記の正確なことを承認した後、各自が署名押印しなければならない。ただし、遺言者が署名することができない場合には、公証人がその事由を付記して署名に代えることができる（民法第969条第1項第4号）。証人が署名することはできない。
3. 不適切。公正証書遺言を撤回するには、新たな遺言をして、前の遺言を撤回する必要があるが、この撤回のための遺言は公正証書遺言に限定されていない（同法第1022条）。
4. 適切。公正証書遺言書は原本の他に正本が作成される。遺言者や証人が署名するのは原本のみであり、公証役場で保管される（公証人法第25条）。公正証書の保管期間は20年とされているが、遺言の場合は、遺言者が死亡するまで保管されることとなっている。

【参考】遺言公正証書